

# 防府市地域包括支援センター管理システム再構築業務仕様書

## 1 目的

地域包括支援センター業務を統括・管理するとともに、包括的支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防支援業務等が円滑に進み、地域における高齢者等に対する効果的な支援、各事業を適正実施するためのシステムを再構築する。

## 2 業務内容

防府市地域包括支援センター（以下、「本センター」という。）が実施する地域支援事業（包括的支援事業含む）に関連する情報等の統括・管理、及び介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防支援業務に係る連携・情報管理システム（地域包括支援センター管理システム）再構築業務。

## 3 業務期間

### (1) システム構築期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### (2) システム稼働期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

## 4 対象データの目安

高齢者人口（地域支援事業対象者）：35,008人（令和7年3月末）

予防給付対象者：1,321人（令和7年3月末）

## 5 基本要件

- (1) パッケージソフトの利用を基本とし、原則、カスタマイズ不要とすること。ただし、カスタマイズが必要となる場合は、最小限にとどめること。
- (2) 理解しやすい画面構成、分かりやすい操作性・履歴管理等の仕組みを備えており、特別な知識がなくても情報の検索やデータ抽出ができる機能を備えるなど、汎用性が高いこと。
- (3) 本センターの業務改善、負担軽減につながるシステムであること。
- (4) 地域包括支援センター管理システムを再構築するにあたり、ソフトウェア・ハードウェア等のセキュリティ対策に配慮するなど、利用者の個人情報の取り扱いに十分注意すること。
- (5) 機器及びソフトウェアの導入にあたり、職員への操作研修、指導を行うこと。
- (6) 制度改正等により内容の変更が発生した場合には、別途費用をかけることなく保守の範囲内で対応すること。ただし、大規模改正の場合は別途協議する。
- (7) 受託業者は、本センターからCSVデータ出力を依頼された場合はその都度シス

テム内に蓄積された、利用者基本情報、相談記録、支援経過記録、利用票提供票、アセスメント、ケアプラン、その他提供可能なデータをCSVデータとして出力し、無償でそのデータを依頼日から1週間以内に提供すること。

## 6 システム、クライアント及びネットワーク環境

### (1) システム

本市データセンターにサーバーを設置し、クライアント/サーバーシステム又はWebシステムにより構築すること。また、別表1の構成を参考に、システム利用者数、移行予定データの容量等に基づき、本システムの稼働に必要なサーバーのスペック及び調達が必要な周辺機器を見積ること。

システム利用者数：12人

システム利用クライアント数：10台

### (2) クライアント

本市はシンクライアント環境を採用しており、各個人の物理端末から、個人番号利用事務系VDIにアクセスし業務を行っているため、VDIでの使用を想定したシステム構築を行うこと。

なお、シンクライアント環境は令和8年1月に更新を予定しているため、以下の点に留意の上、更新後のシンクライアント環境での稼働を想定して構築すること。

- ・次期シンクライアント環境のOSは、Windows11 Enterpriseを予定しており、数年ごとにメジャーアップデートを適用するため、調達するシステムはメジャーアップデートへの対応を行うこと。
- ・その他、Webブラウザ、officeの更新も想定されるため、問題なく使用できるよう対応を行うこと。

#### 《職員利用端末の仕様》

##### シンクライアント用物理端末

OS	Windows10 IoT Enterprise 2021 LTSC
CPU	インテル Celeron プロセッサ7305(1.10GHz)/5コア
ストレージ	フラッシュメモリ 256GB
メモリ	8GB

##### 次期シンクライアント環境

アプリケーション	NEC VirtualPCCenter (バージョン未定)
OS	Windows11 Enterprise 24H2
CPU	vCPU 2コア
ストレージ	100GB

メモリ	12GB
ブラウザ	Microsoft Edge
Office	Microsoft 365 Apps for Enterprise(64bit)

### (3) ネットワーク

本市番号利用事務系ネットワーク上にシステムを構築すること。

### (4) その他

各種設定については、本センターと協議の上行うこと。セキュリティ対策等、システムを安定稼働させるために必要な環境を構築すること。環境構築後、システム起動テスト及びプリンタ印刷テストを行うこと。

## 7 機能要件

- (1) 本センターで管理する住民基本台帳情報及び要介護認定情報を取り込む機能を有すること。
- (2) 総合相談支援業務や権利擁護業務など、多岐にわたる相談内容を一元的に管理し、職員間での情報共有ができ、各相談に関する情報に複数の集計区分を設け情報を統計資料として出力できる機能を備えていること。また、統計に必要な集計区分に関しては履歴管理でき、簡単な操作で変更可能な仕組みとすること。
- (3) 高齢者虐待管理の受付から協議票、アセスメント等の登録が可能なこと。
- (4) 総合相談問合せ画面で、高齢者虐待で登録した情報が管理でき、画面上で総合相談と区別して表示されること。
- (5) 基本情報、支援計画表入力画面については、初めてシステムを操作する職員でも簡単に入力できるよう、帳票をイメージした画面構成であること。
- (6) システム機能要件については、「別紙3\_システム機能要件仕様書」のとおりとする。なお、機能要件仕様書に記載されている機能以外に提案すべき機能がある場合は、全て見積りに含め提案すること。
- (7) 対象者となる方の所在を特定する必要があるため、地図を活用することになるため、本システムと連携する地理情報システムは、ゼンリン社の電子住宅地図「Z-Map Town II」と同程度以上のものを採用すること。
- (8) 本市基幹系システムは、自治体システムの標準化・共通化への対応に伴い、令和8年1月に更新を予定している。そのため、(1)で使用する連携データは、標準化・共通化後のレイアウトとし、連携方法等について、本センター及び基幹系システムベンダと必要な調整を行うこと。

## 8 機能強化・法改正対応

- (1) 地域包括支援センター管理システムにおけるソフトウェアのバージョンアップ及

び法改正への対応には、対応版ソフトウェア（プログラム）の無償提供を行うこと。適用作業については受託業者側が行うこととし、業務に精通したSE又はサポートスタッフが改正内容等の情報提供等を行うこと。

- (2) バージョンアップ内容は、システム業者側の機能追加に片寄らず、全国の利用者の意見・要望を的確に汲み上げた内容であること。
- (3) 地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）と介護サービス事業所との間でのデータのやり取りなど、国が進める介護分野のICT活用に向けた取組に対応できるシステムであること。
- (4) 本市は現在、本センター以外に4か所に地域包括支援センター業務を委託し運営しているが、将来的にインフラ整備により集中管理することを視野にしている。本構築業務には含まないが、委託先との集中管理に関する運用実績があること。また、本センターから委託先との集中管理に関してのシステム及びセキュリティ面での助言を求める可能性もあるので考慮すること。

## 9 セキュリティ

本システムは重要な個人情報を扱うため、セキュリティについては防府市情報セキュリティ基本方針を遵守することとし、個人情報保護並びに情報漏洩への対策を行うこと。また、導入時に担当者への教育、指導を行うこと。

### (1) システム操作時のセキュリティ対策

- ア ID・パスワードの設定が可能なこと。
- イ システム起動時に、ID・パスワードによる利用者の確認ができること。
- ウ IDごとに利用できる機能を限定することができること。
- エ アクセスログ（ID・操作メニュー・操作内容）の記録及び出力ができること。
- オ 定期的なバックアップを実施し、障害発生時には速やかに復旧できること。

### (2) 機密保護

本市から知り得た情報（公開情報を除く。）は、本システムの提案、契約の目的以外に使用せず、契約期間の終了後についても機密として扱い、第三者に開示若しくは漏洩しないように必要な措置を講じること。また、契約書中には、別添「重要情報資産・個人情報取扱特記事項」を遵守する旨を記載するので、受注者は留意すること。

### (3) 記憶媒体の取扱い

賃貸借期間満了後、バックアップを含むHDD等ストレージ機器については、本市に無償譲渡を行うか、職員立会のもと、分解・粉碎等により確実に復元不可能な状態まで物理破壊を行うこと。

## 10 データ移行

- (1) データ移行の方法、時期については本センターと十分な打ち合わせを実施の上、スケジュールを作成し、本センターの承認を得ること。

- (2) データ移行に関しては、現行システムから出力したデータをCSV形式により提供することを想定している。本センターが提供するデータを、受託業者において変換し、システムに移行すること。移行範囲については本センターと受託業者間で協議し決定する。
- (3) 利用票については令和8年3月提供分の情報を紙もしくはPDFで提供する。受託業者においてデータパンチ等で4月の国保連請求が行えるようデータの整備を行うこと。
- (4) データ移行に当たっては、データ精度をより高めるとともに、不要データや不正データなどの混在や不整合の発見に努めること。また、不要データの整理や不正データの修正方法について提案すること。
- (5) データ移行に関するトラブルが発生した場合は、本センター担当者に速やかに報告しその指示を受け、システムの稼働が確実にスケジュール通りとなるように最善の努力をすること。
- (6) 本稼働までに要求機能について実装確認を行い、スムーズな稼働を行えるようにすること。

## 1.1 バックアップ

- (1) 本調達仕様で導入するシステムについて、バックアップ及びリカバリを適切に設計・構築すること。また、バックアップデータはディスクストレージ等を使用して適切に取得・保存すること。
- (2) バックアップ対象とするもの（機器名・データ名・範囲等）や保存期間、バックアップ目的等を決定し、障害時にはリカバリできる環境であること。

## 1.2 保守・サポート体制

- (1) 保守範囲  
受注者は、本調達範囲に含まれるすべてのハードウェア・ソフトウェアについての保守サービスを提供すること。
- (2) 保守期間  
保守期間は、契約の締結日から賃貸借期間満了日までとする。調達から賃貸借開始までの間は保守期間に含めないこととし、この期間に故障等があった場合は、費用を含めて受注者の負担で復旧対応を実施すること。
- (3) 問合せ対応  
本業務システム全般に関する質問、障害連絡等の受付窓口を設置すること。受付方法は、電話及び電子メールとし、対応時間は、原則平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (4) 保守対応  
ソフトウェア・ハードウェアの保守については、平日午前8時30分から午後5時

15分までの間、技術サポート対応を実施すること。ただし、業務継続に支障が発生している等、緊急時の対応については即時対応を原則とする。詳細は本センターと協議の上、決定すること。

#### (5) 構成管理

本業務システムを構成するハードウェア、ソフトウェア（OS、ミドルウェア、業務パッケージシステム等）について全体を把握し、ハードウェア及びソフトウェアの構成情報、設定情報等について管理を行うこと。また、システム環境等を変更した場合は、管理情報を最新の状態に改版の上、本センターに提出すること。

#### (6) ハードウェア・ソフトウェア等の更新

本業務システムを構成するハードウェア、ソフトウェア（OS、ミドルウェア、業務パッケージシステム等）について、システム運用に影響を及ぼすような障害が発見された場合は、修正プログラムの適用等、必要な対策を実施すること。また、法制度改正対応ソフトウェア（プログラム）の適用や、その他バージョンアップ作業等が必要な場合は、適用方法等について事前に本センターへ提示し、十分検証等を行った上で、適用作業を実施すること。

#### (7) 費用負担

ハードウェア又はソフトウェアの保守作業及び部品交換等に要する費用は受注者の負担で対応すること。消耗品等、別途費用が掛かるものがあれば、その内容や費用を提案書に明記すること。提案段階で分からないものはその都度、本市と協議して対応等を決定するものとする。

### 1.3 操作研修

- (1) 本センターの職員（12人）に対し、稼働前後のシステム研修期間を設けること。  
また、次年度以降、職員異動等により再度操作研修が必要となった等、本センターから依頼があった場合はその都度、操作研修を保守の範囲内で実施すること。
- (2) 操作研修にあたり、提供するシステムに関する操作マニュアル等の作成を行い、本センターに提供すること。

### 1.4 再委託

- (1) 本調達による業務を再委託する場合、再委託範囲及び再委託先を提案書に明記し、本市の承認を得ること。また、再委託先においてもプライバシーマーク又はISMS認証を取得していること。
- (2) 再委託範囲は受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受注者の責任において速やかに解決すること。

### 1.5 その他

- (1) 本仕様書は、本業務の基本的な内容について示すものであり、業務の性質上当然

実施しなければならないもの、また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項は全て実施すること。

- (2) 本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項については、本センターと協議の上、決定するものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、受託業者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないこと。
- (4) 仕様書の内容について、本センターの指示又は設備上、重大な問題が発生した場合は協議の上、変更可能とする。

(別表1) 新規調達の仕様

機器については、次の要件を満たし、システムが5年間安定稼働できるものを提案すること。

なお、データセンターは無停電電源装置が常設されているため、本業務においてUPSの調達は不要とする。また、電源が不足する場合はデータセンター事業者が用意する。

本市指定データセンターのラック情報は以下を参照すること。

ラック型番：NDT42-1020（川村電器産業製）

空き電源：100V 20A 電源タップ7口

項番	カテゴリ	詳細	数量
1	システム サーバー	① ラック型（2U以内） ② OS：WindowsServer®2025Standard 又は2022Standard ※WindowsServer2025で構築する場合は、利用想定ユーザー分のCALを別途調達すること。 ③ CPU：Intel®Xeon®又は同等以上のもの ④ メモリ：32GB以上 ⑤ 記憶容量：SSD480GB×2 ※RAID1以上で構成すること。 ⑥ 光学：DVD-ROMドライブ ⑦ ハードウェア保守サービス ※データセンター既設のモニター・ケーブルは使用可能。 ただし、KVMスイッチに接続するケーブルは事業者が準備すること。	1
2	バックアップ ストレージ	① ラック型（1U） ② 記憶容量：4TB以上（HDD又はSSD） 5年間保証	1
3	地域包括 支援セン ター管理 システム	地域包括支援センター管理システム 別紙3_システム機能要件仕様書を満たすこと	1
4	その他ミ ドルウェ ア・ライ センス等	システム稼働に必要な接続ミドルウェア・ライセンス	-